社会福祉法人　育賛会

役員等の報酬及び旅費
並びにその他の報酬に関する規程

社会福祉法人育賛会
役員等の報酬及び旅費
並びにその他の報酬に関する規程

(目　的)
第１条　この規程は、社会福祉法人育賛会の役員等の報酬及び旅費並びにその他の報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定　義)
第２条　この規程における役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。その他とは、講師及び余興活動を行なう個人及び団体(以下「講師等」という。)をいう。
２　講師とは、職員講習及び研修を行うとき法人が依頼した外部の講師等をいう。
３　余興活動を行う個人及び団体とは、利用者処遇等の一環として披露される余興活動を行うとき法人が依頼した外部の個人及び団体をいう。

(基本原則)
第３条　役員等は定款に定められた業務を誠実に遂行しなければならない。
２　役員等報酬は、法人本部予算の中から支払うものとする。
３　その他の報酬は、該当する予算の中から支払うものとする。

(報酬の体系)
第４条　役員等の報酬は、月額報酬、理事会・評議員会・評議員選任解任委員会・第三者委員への報告会(以下「会議等」という。)報酬、研修報酬、監事監査報酬とし、その他講師等報酬、書面決議等報酬で構成する。
２　月額報酬は、手当等他の報酬は支給しない。
３　月額報酬には、会議等及び研修への出席を含むものとする。
４　会議報酬、研修報酬は役員等が会議等及び研修等に出席したときに支給する。
５　監事監査報酬は、監事が監査を行ったときに支給する。
６　役員等が会議等及び研修の出席以外の日において、書面決議等、法人及び施設運営の業務を理事長から命じられたときに報酬を支給することができる。
７　月額報酬対象の役員は、週平均２日以上業務にあたるものとする。
８　講師等報酬は、外部の講師等が法人内で研修等を行ったときに支給する。

(報酬の額)

第５条　役員等報酬の月額報酬・会議報酬、研修報酬、監事監査報酬、講師等報酬、書面決議等報酬は次のとおりとする。

(1) 月額報酬

理　事　長	200,000 円

(2) 会議報酬・研修報酬

理事・監事	15,000 円
評　議　員	15,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円
第三者委員	5,000 円

(3) 監事監査報酬　20,000 円

(4) 講師等報酬

外部講師	10,000 円 ～ 30,000 円

(5) 書面決議等報酬　5,000 円

2　会議報酬、研修報酬、監事監査報酬、講師等報酬、書面決議等報酬は、１日単位にて算定する。

3　施設の職員を兼務する役員は、報酬は原則として支給しないものとする。

4　講師等報酬については、講師の資格及び研修時間等を勘案して算定するものとする。

(旅費弁償)

第６条　役員等には、職務を行うための出張に要する費用の弁償として旅費を支給することとし、その額は育賛会旅費規程に定める相当額とする。

(計算期間及び支給日並びに支給方法)

第７条　月額報酬の支給計算の期間は毎月初日から末日までとする。

2　月額報酬の支給日は、翌月の 10 日とし、本人の指定する金融機関口座へ振り込むこととする。ただし支給日が金融機関の休日にあたるときは、その前日を支給日とする。

3　会議報酬、監事監査報酬、講師等報酬は、その当日に支給する。

4　研修報酬、書面決議等報酬は、その翌月の末日までに支給する。

附　　則

1　この規程は、平成 25 年４月１日より施行する。

2　育賛会費用支給規程（昭和 54 年４月１日施行)及び育賛会役員報酬規程(平成 12 年４月１日施行)を廃止する。

3　この規程は、平成 29 年７月１日より施行する。

4　この規程は、令和３年７月１日より施行する。

5　この規程は、令和７年７月１日より施行する。